

規 則

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十五号

臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年埼玉県規則第五十四号）の

一部を次のように改正する。

<p>「 検の 査内 業容 務 微生物学的検査 血液学的検査 寄生虫学的検査 生理学的検査 血清学的検査 病理学的検査 生化学的検査 』</p>	<p>「 検査 体務 の 査の 容 微生物 液 生化学 遺伝子 』</p>
--	---

様式第七号中

電気冷蔵庫	
電気冷凍庫	
顕微鏡	
直示天びん	
遠心器	
ふ卵器	
乾熱滅菌器	
高压蒸気滅菌器	

物学的検査 免疫学的検査
 学的検査 病理学的検査
 学的検査 尿・糞便等一般検査
 関連・染色体検査

電気冷蔵庫		純水製造器
電気冷蔵庫		原子吸光度計又は炎光度計
顕微鏡		蛋白質屈折計
直示天びん		電気泳動装置
遠心器		水素イオン濃度測定器
ふ卵器		
恒温水槽		
水平振盪器 ^{ヒラ}		
ヘマトクリット遠心器		
分光光度計又は光電光度計		
自動血球計数機		
白血球分類器		
ミクロトーム		
パラフィン溶融器		
パラフィン伸展器		
化学天びん		

を

電気
電気
遠
ふ
顕
高压蒸

冷蔵庫	電気冷蔵庫	蛍光顕
冷蔵庫	電気冷蔵庫	天び
心器	遠心器	純水製
卵器	恒温槽	自動分
微鏡	自動免疫測定装置	分光光
気滅菌器	マイクロプレート用ウオッシュヤー	分析
	マイクロプレート用リーダー	核酸増
	自動血球計数器	核酸増幅産物
	顕微鏡	高速冷却
	血液凝固検査装置	CO ₂ インキュ

	フローサイトメーター		クリーソベ
	マイクロトーム		写真撮影
	パラフィン溶融器		画像解析
	パラフィン伸張器		
	染色に使用する器具		
	染色に使用する装置		

微鏡	
ん	
造器	
析装置	
度計	
装置	
幅装置	
検出装置	
遠心器	
ペーター	
ソチ	
装置	
装置	

に定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の臨床検査技師等に関する法律施行細則の規定は、平成三十年十二月一日以後に臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項の規定による登録又は同法第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けた衛生検査所について適用し、同日前に同法第二十条の

三第一項の規定による登録を受けた衛生検査所（同日後に同法第二十条の四第一項の規定による登録の変更を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。